所沢市自治基本条例推進委員会(第5回)

会 議 録

平成25年11月11日

会 議 録

_	学 の タ 1 5	公司士力为其士名周州准委马人,签:□、						
会	議の名称	所沢市自治基本条例推進委員会(第5回)						
開	催日時	平成25年11月11日(月)						
		午後6時から午後7時20分						
開	催場所	市役所 6 階 6 0 4 会議室						
出	席者の氏名	(会議録別表1)のとおり						
欠	席者の氏名	(会議録別表1)のとおり						
説印	明者の職・氏名							
議	題	議事 (1)市民参加等に関する条例について (2)「市政運営に係る報告会」及び「みんなで考える市の仕事 事業」開催結果について (3)その他						
会	議 資 料	第5回 所沢市自治基本条例推進委員会 次第 所沢市の市民参加等に関する条例のポイント【資料1】 (仮称)市民参加等推進条例【資料2】 「市政運営に係る報告会」及び「みんなで考える市の仕事事 業」開催結果について【資料3】 所沢市自治基本条例						
担	当 部 課 名	経営企画部:加藤次長 政策企画課:鈴木課長、川上主幹、林主幹、大出主査、 三宅主任、岩本主任 (事務局)経営企画部 政策企画課 電話 04-2998-9027						

所沢市自治基本条例推進委員会 委員名簿

委員長星野泉副委員長本橋源一

区分			氏 名				出欠席状況		備考
市	民	等	梅	本	晶	絵	出	席	
市	民	等	清	水	紘	司	欠	席	
市	民	等	豊	泉	正	子	出	席	
市	民	等	橋	本 茅	菜菜	子	出	席	
市	民	等	Ξ	上		誠	出	席	
市	民	等	峰		信	碩	出	席	
市	民	等	本	橋	源	_	出	席	
知	識 経	験者	鈴	木	秀	次	欠	席	
知	識 経	験者	原		直	久	欠	席	
知	識 経	験者	星	野		泉	出	席	

発 言 者	審議の内容(審議経過・決定事項等)					
<i>7</i> 0 H B	~ 開会~					
	事務局担当職員紹介 会議資料の確認 会議成立の報告					
委員長	それでは次第に沿って進めます。議題(1)の「市民参加等に関する条例について」事務局より説明をお願いします。					
	議題(1)市民参加等に関する条例について ~ 事務局より資料1、資料2に基づき説明 ~					
委員長	只今の説明に関して、ご質問やご意見等ございましたらお願いします。					
委員	資料2の「市民の意見、提案の手続」で、 ~ に掲げた「公聴会」や「審議会」、「パブリックコメント」等々、既に実施していることが記載されているのは、どのような趣旨になりますか。					
事務局	市民参加等に関する条例ですので、既存の事業も含めて、要綱等で個別に定めているものも一つにまとめ、さらなる市民参加を期待するものです。 の市民検討会議については、この度の総合計画・後期基本計画の策定において実施している市民参加の取り組みになります。また、今後、効果のある市民参加の手法を採用するものとして、 の「市の機関が適当と認める手続き」を含めています。					
委員	市民検討会議については自治基本条例を作る際も同様に組織されましたが、市議会という機関があるなかで、この組織の必要性を問われた例もありました。そのような点から市議会との関係をどのように解釈すればよるしいでしょうか。					
事務局	市民検討会議は審議会以外の市民組織として説明いたしましたが、審議会は様々な案件を会議で意見をまとめていただくものに対して、この市民検討会議は審議会と全く位置付けが異なります。委員の方から市民目線でのご意見をいただき、市政へ反映するための手がかりとするものです。議案等を作成する組織ではございませんので議会とも役割が異なります。					
委員	意見を述べる場であると理解いたしました。					
委員長	ご意見が無いようですので2点程確認させていただきます。 1点目は「市民と市の役割」のユニバーサルデザインについて、この場					

合における対象をお聞かせください。

事務局

主に障害をお持ちの方や高齢者の方を想定しております。

委員長

様々な方に参加いただくということで条例(案)を提出しますが、参加 については市民の縮尺となるようなものが望ましいと考えますので、無作 為抽出の制度について書き込むことをご検討いただきたいと思います。

また、「(仮称)市民参加等推進条例」の「等」について、自治基本条例の第7章に参加及び協働について規定しており、「市民参加推進協働条例」という名称でも良いのではないかと考えますが、「協働」を使用せず「等」とする理由はありますか。

事務局

資料2の条例については事務局案の段階ですので、内容が具体化すれば、そのような絞り込みも考えられます。ご意見をいただいた上で決定できるよう、現段階においては「(仮称)」で取り扱っております。

委員長

他に何か意見はございますか。

委員

資料2の1頁「用語の定義」で「市民が自らのまちをより良くするための活動に関する用語を規定します」とありますが、具体的には2頁の「自らのまちをより良くするための活動への市民の参加」の ~ になりますか。

事務局

はい。そちらを指しております。

委員

こちらに5点程列挙されていますが、地域では福祉に関する活動も積極的に展開されており、高齢化をはじめ世帯状況が変化する中で福祉活動も加えていただきたいと思いますが、全ての活動を網羅できるものではないので、どのように考えればよろしいでしょうか。

委員

現在、11行政区において地域福祉に取り組んでおり、地域福祉が重要性を帯びて来るだろうと考えます。どちらかと言えば の選挙より地域福祉を加えたほうが良いのではないかと思います。

委員長

列挙については難しい部分あると思いますが、可能でしょうか。

事務局

福祉活動の定義が広いため、記載が難しい部分ですが、地域福祉をあえて除いたわけではなく、特に数に制限はございません。

是非このような意見をお聞かせいただきたいと存じます。

委員

しかしながら、高齢社会を考えると地域福祉は必要であると考えます。

選挙については、何故ここに掲げたのですか。

事務局

投票率の伸び悩みが懸念される中で、市政への関わり方として、投票という市民参加の形を改めて記載しております。

委員

選挙に関してあえて入れなくても、二十歳以上であれば市民参加である ことは事実であり、ここに記載することには疑問があります。

事務局

この件は皆様のご意見をお伺いしておきたかった部分になります。

選挙による市民参加は当たり前のこととも言えますが、自治会が64%の加入率であるのに対して投票率は3割程度であり、より良いまちづくりを進めるための基本的な活動の第一歩として、取り組み姿勢を示すという趣旨で提案させていただいたものになります。

委員

了解しました。選挙について深くこだわるわけではございません。

他の件を確認します。「自らのまちをより良くするための活動への市民の参加」に「自治会、町内会」が入っていますが、現在、自治会・町内会の加入を促進するための条例(案)が提案されており、この条例との関係をどのように捉えたらよいのでしょうか。

事務局

地域コミュニティの活性化に関する条例の策定が進められており、こちらは手続的な条例であるのに対し、(仮称)市民参加等推進条例は理念的なものと捉えておりますが、整合性は必要だと考えております。

委員

当たり前のことが出来ていない時勢で、行政側で措置を考えざるを得ない段階に来ているのだと感じます。政治に対して意見があるのに選挙などの機会があっても皆行動に移さないという状況があります。条例の整備にあたり、市民側でも資質を上げて欲しいという行政側の思いを感じます。

委員長

ありがとうございました。

では、さらに自治基本条例との整合性について考えたいと存じます。

資料2の2頁「自らのまちをより良くするための活動への市民の参加」の部分は1頁の「自治基本条例に規定される、市民の市政への参加」の部分と併せても良いと思います。市政は住民サービスのためにあるという観点から見れば、ひとまとめにする方法もあるのでご検討ください。

また、福祉活動ですが言葉としてどのように掲載するのが良いですか。

委員

推進している「地域福祉活動」が良いと思いますが、市民から見れば「福祉活動」のほうが分かりやすいかもしれません。

列挙の件ですが、NPO団体等の活動分野が18程度あり、より良いまちづくりを進めている団体から見れば、関連する分野が入っていないのは

残念に思うのではないでしょうか。項目に加える等、そのような団体の励 みになるような条例を策定していかなければならないと感じています。

事務局

自らのまちをより良くするための活動については広範囲になりすぎないよう注意が必要ですが、5点に絞るものではありませんので、様々な分野について検討していく余地があると捉えてください。

委員長

長くても分かりやすく列挙する、あるいは要領良く幅広い言葉でまとめる等、検討をお願いします。他に何かございますか。

委員

条例の表現等について市民にも理解しやすいようご配慮いただきたい のですが、市民に条例の内容を説明するような機会は想定していますか。

事務局

逐条解説等を作成し、ホームページで公開していきたいと考えていま す。また、周知のために説明会を開催する手法がございます。

委員

どれだけ人の目に留まるかということが大事です。簡単なものでも構いませんので、回覧など周知に努めてください。

委員

「市民の参加」の項目ですが、市民フェスティバルなど各種行事における経済関係団体の参加や協力も重要な役割を果たしております。自治会・町内会の活動に加えて、経済の活動についても記載していただきたいと思います。

事務局

まちづくりの活性化に関する分野として、加えていきたいと思います。

委員長

自治基本条例第3章「市民等」の第8条において「事業者は、地域の一員であり、地域の環境に配慮するとともに、市民等・市ともにまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとします。」と定めておりますので、経済の活動についても配慮してください。

他にご意見がなければ、議題(2)へ移らせていただきます。

議題(2)「市政運営に係る報告会」及び「みんなで考える市の仕事事業」 開催結果について

~ 事務局より資料3に基づき説明 ~

委員長

過去に同様の報告会において、財務状況の説明が難しいという意見が市 民からあったかと思いますが、分かりやすくなりましたか。

事務局

資料に合わせてパワーポイントを用いて説明するなど、工夫した部分も ありますが、予算という性質上、一般市民には分かりづらい点があります。 委員

プレゼンテーションを行う際の設備ですが、中間にもスクリーンを追加 する方法もありますので、是非、参加者全員に分かりやすいよう工夫して みてください。

委員

報告会の参加者の意見で「情報との距離が問題、施策等の情報発信の方法を工夫してほしい。」とありますが、具体的な要望はありましたか。

事務局

年齢や地域などターゲットを絞った情報発信方法について提案があり、 全ての方へ情報発信しても、受ける側で選択が難しいのではないかという ご意見をいただきました。

委員

そのような意見をもらった際には、逆にその方に対してどのような方法 が良いか尋ねていくことにより市民との距離も縮まると思います。

委員長

この事業の開催頻度と参加者の年齢分布を教えてください。

事務局

「市政運営に係る報告会」は昨年度に引き続き開催し、年1回の実施です。「市の仕事事業」については内容等変更しながら、ここ数年実施しています。参加者は無作為抽出により、二十歳以上の学生も含めて幅広い世代の方に依頼しています。

委員長

将来的には子どもを対象に含めても良いのではないでしょうか。投票率の向上や市政への関心といった観点から、幼いうちから市政に触れることは大切で、子どもであってもしっかりとした考え方を持っています。

事務局

自治基本条例第7章「参加及び協働」の第18条において、「市民等、市は、子どもが市政に参加できるよう、工夫し、配慮しなければなりません。」という規定もございますので、来年度、中高生以上になりますが、事業への参加を目指した対象者の選出方法など検討して参ります。

また、対象者の年齢区分については、より幅広い世代の参加に向けて、他の調査等での無作為抽出も考慮しながら配分を工夫したいと思います。

委員

18歳で社会人として税金を払い、選挙権が無いのは矛盾しているように思えます。事業により可能であるものついては抽出対象範囲を広げるなど、ご検討をお願いします。

委員長

バランスをどのように取るかということを考えますと、子どもについて は子ども市議会のように別枠で考えたほうが良いかもしれません。

都内等に勤めて地元には無関心の生活を送る人が、いざ定年した際に地域に入っていけず居場所がないという問題があります。無作為抽出の良い

点は、若いうちから地域に関心が持てる状態になれるよう、そのきっかけ になっているということです。行政のこのような仕掛け作りは、必要だと 思います。

他に意見はございますか。無いようでしたら次の議題に移ります。 議題(3)「その他」になりますが、事務局から何かありますか。

議題(3)その他

~ 事務局より資料1に基づき説明 ~

事務局

今後の予定ですが、第6回会議につきましては、1月あるいは2月に開催し、市民参加等に関する条例に対して提言をいただきたいと思っております。条例の構成案等につきましては、本日の審議内容を盛り込み、資料として事前にご確認をいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

委員長

その他、全体に関してご意見やご質問等、特段無いようでしたら、事務 局へ進行をお返しします。

委員の皆様、本日は大変お疲れ様でした。引き続き次回の委員会へご出席くださいますようお願いいたします。

~ 閉会 ~